

令和6年2月22日

## 令和6年2月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月22日（木）午後1時30分から午後2時5分
- 2 開催場所 石井町役場1階 会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	桑内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	14番	大西	佐知子

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第6号 非農地証明願について
- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第6号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和6年2月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、13番近久委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。  
出席委員は、13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。  
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。  
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。  
議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は3番岩本委員、4番阿部委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。  
農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号17から20については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、受付番号17について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5番 議案第4号、受付番号17について説明いたします。  
農地法第3条所有権移転の件で、2月14日に岩本委員、阿部委員と私の3名で申請地に出向き、代理人の行政書士及び譲受人の娘に会い、現地確認及び内容の聞き取りを行いました。  
申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇で、現況、登記ともに田、516㎡、有償移転です。  
申請地は、譲渡人が体調を崩しており耕作が困難になっていたところ、譲受人の

住宅の北側に位置することから自家消費野菜の栽培を希望し、売買にいたったとのことです。

耕作は、娘が手伝うとのこと。娘は、石井地区で耕作を行っているとのこと。す。

農機具は、トラクターと耕耘機を各〇台所有しております。

本申請については許可相当と考えるので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号17について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号受付番号17は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号18については、私の担当地区である石井東の案件でありますので、2番久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第4号、受付番号18の説明を代読いたします。

2月10日に久米委員と私の2名で、農地法第3条所有権無償移転の件で譲渡人に会い、内容及び現地の確認を行いました。

この許可申請は、親から子へ所有権の一部を無償で移転するものであります。

申請地は3筆で地目は全て田、面積は合計4,740㎡です。

市街化区域の申請地の所有権を平成29年より毎年一部ずつ移転しております。

今回は最終となる9回目の部分移転です。

今回も昨年までと同様に、農機具を用いて農地を適正に耕作、管理しておりますので、問題はないと思われま。

本許可申請は、許可相当と考えるので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、過去8回の許可申請による所有権移転の登記が完了していることを、添付資料である法務局の全部事項証明書で確認しております。

議 長 それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号18について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号18は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号19について、藍畑字高畑東の担当であります10番案内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第4号、受付番号19、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

2月17日に綱木委員、廣瀬委員と私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は藍畑字高畑〇〇〇番〇、登記地目、現況地目ともに畑、83㎡です。

申請地は、譲受人の娘が暮らす住宅に隣接しております。

譲受人は、現在も自宅付近で自家消費野菜を栽培しており、トラクターと耕耘機を所有しております。

申請地では、申請者とその娘が自家消費野菜を栽培するとのことでした。

よって、許可相当と考えるので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号19について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号19は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きますて、受付番号20について、藍畑字東覚円の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9 番 議案第4号、受付番号20について説明いたします。

2月18日に柴内委員、廣瀬委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で譲渡人に会い、内容の聞き取り調査を行いました。

申請地は藍畑字東覚円〇〇〇番〇外7筆、登記地目、現況地目ともに畑、合計1,811.57㎡です。

譲受人は現在、以前に贈与された畑で野菜を栽培しております。

譲渡人が高齢になったため、さらに申請地を贈与するとのことです。

譲受人の住宅から申請地までは、車で約5分の距離です。

申請地では販売用の苗木を栽培しております。所有権移転後も苗木の栽培を続けるとのことです。

進入路となる未舗装町道の管理や地域の話し合いに参加し、地域と協力して栽培を行うとのことです。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号20について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号20は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については1件申請がありました。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号21については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号21について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5 番 議案第5号、受付番号21について、説明いたします。

農地法第5条許可申請の件で、2月14日に田幡会長、藤井会長職務代理、岩本委員、阿部委員、太田事務局長、福島事務主任、私の6名で、受任者2名と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記が畑、現況は休耕地、2,111㎡、下浦〇〇〇番〇、登記が畑、現況は休耕地、394㎡、下浦〇〇〇番〇、登記が田、現況は休耕地、1,934㎡、合計4,439㎡です。

転用目的は太陽光発電設備設置の用地で、候補地を探していたところ、管理が困難となっていた申請地の売買にいたったとのことでした。

事業計画では盛土を行わず、整地後に太陽光発電設備を設置します。

周囲は水路、道路、コンクリート擁壁で囲われております。取水及び排水はなく雨水は地下浸透となるため、水の流出はないと思われまます。

雑草の管理につきましては、年に3回程度除草を行う計画ですが、なお必要であれば除草を行うとのことでした。

なお、周囲との境界から50cm内側にフェンスを設置予定です。

以上のことから転用に問題はないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号21の申請地は、下浦〇〇〇番〇と〇〇〇番〇は昭和46年に、下浦〇〇〇番〇は令和5年7月に農用地区域から除外された、下浦駅から300m以内にある第3種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が農地として管理難であり、太陽光発電設備設置において適切な規模の面積を確保できることから、農地を転用するものであります。

パネル容量550w、180枚とパワコン容量4.95kw、10台を4区画で設置します。合計はパネル720枚とパワコン40台で発電出力は198kwとなります。

境界は復元されており、境界に内の区画ごとに周囲をフェンスで囲います。入り口は西側2箇所に設けて看板を設置します。

申請地は農地を整地後に太陽光発電設備を設置します。雨水は地下浸透です。  
盛土や切り土はありませんが、パネル設置のため地下2mまで架台の足を打ち込みます。このことが、3,000㎡以上の土地の形質の変更と見なされることから、徳島県知事に提出した、土壤汚染対策法第4条第1項の規定による届出の写しが添付されております。  
周囲は、南側が四国旅客鉄道株式会社の線路となっている他は、休耕地や河川等に囲われております。  
防草シートは敷かず、除草は、年3回以上行う他、必要に応じて適宜行うとのことです。  
周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。  
1月26時点の預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。  
麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。  
売電に関しては、非FITであり、〇〇〇に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇〇は、経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されております。  
四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る文書の写しが添付されております。  
農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、特に問題はないと考えております。以上です。

議 長     ご質問・ご意見はございませんか。  
          (質問・意見なし)

議 長     それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。  
          受付番号21について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
          (全員挙手)

議 長     全員賛成でございますので、受付番号21は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長     次に議案第6号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局    議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。  
          (議案書に基づいて内容を説明)  
          受付番号22については、以上です。



議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号22について、高原字東高原の担当であります8番藤井会長職務代理に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第6号、受付番号22、非農地証明願について、説明いたします。

2月14日に上田委員、山口委員と私の3名で申請地に出向き、受任者に会い内容の聞き取りと現地調査及びを行いました。

申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇、登記は田で現況は宅地、241㎡です。

非農地証明を受けようとする土地は、申請者の宅地の北側に接しております。

相続を機会に申請地の登記地目が田であることが判明し、違法状態を解消するために非農地証明を願い出たそうです。

平成15年4月16日に撮影された国土地理院の空中写真が申請書に添付されており、当時から倉庫として利用していたことが確認できます。

また、麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

すでに敷地は舗装され、倉庫も現存しておりますので、農地への復元は著しく困難であると思われます。

よって、農地法の適用を受けない旨の非農地証明書を交付することは、やむを得ないと考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号22の申請地は、令和6年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

申請地は、平成12年5月から農業用倉庫の敷地として利用していたとのことです。

平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地は、現在も倉庫の敷地となっておりますので、農地への復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付に問題はないと考えられます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。  
受付番号22について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号22は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。  
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知については、2件受理しました。  
報告第6号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。  
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
それでは只今をもちまして、令和6年2月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。